

# 基本をマスター！ NPO会計講座 Q&A

みなさんこんにちは、月日は百代の過客にてという有名なくだりがありますが、月日の経つのは本当に早く、2001年も残すところあと僅かとなりました。いかがお過ごしでしょうか？12月・1月において会計処理としては年末調整を行う時期になりました。今回は、年末調整の概要について簡単にご説明していきたいと思います。

増山会計 NPO担当 三宅邦之  
(mail:miyake@ma-g.co.jp)

Q

年末調整のしかたについて教えてください

A

役員や使用人に対して給与を支払う際に所得税の源泉徴収を行っています。しかし、その年1年間に給与から源泉徴収をした所得税の合計額とは、必ずしもその人が1年間に納めるべき税額とはなりません。よって、1年間に源泉徴収をした所得税の合計額と1年間に納めるべき所得税を一致させる必要があります。これらの税額を一致させる手続きを年末調整といいます。

この年末調整は、その人に1年間に支払う給与の額を合計して、次の順序で行います。

(1)1年間に支払う給与の合計額から給与所得控除後の給与の額を求めます。給与所得控除後の給与の額は、「年末調整のための給与所得控除後の給与等の金額表」で求めます。

(2)給与所得控除後の給与の額から扶養控除などの所得控除を差し引きます。

(3)この所得控除を差し引いた金額に所得税の税率を当てはめて税額を求めます。

(4)年末調整で住宅借入金等特別控除を行う場合には、この税額から控除額を差し引きます。

(5)年末調整定率控除額を差し引きます。

この税額が、その人が1年間に納めるべき所得税額になります。

なお、年末調整で住宅借入金(取得)等特別控除を行う場合には、この税額から控除できる金額を差し引いた金額が、1年間に納めるべき所得税額になります。

Q

(6)最後に、源泉徴収をした所得税の合計額が1年間に納めるべき所得税額より多い場合には、その差額の税額を還付します。

逆に、源泉徴収をした所得税の合計額が1年間に納めるべき所得税より少ない場合には、その差額の税額を徴収します。

年末調整の対象となる人は、給与所得者の扶養控除等申告書<sup>1</sup>を提出している人です。ただし、2,000万円を超える給与の支払いを受ける人は、年末調整の対象になりません。

Q

年末調整の対象となる人は？

A

上述しましたが、年末調整は、役員や使用人に対する毎月の給与や賞与から源泉徴収をした所得税の合計額と、その人が1年間に納めるべき所得税額との差額を調整するものです。

この年末調整の対象となる人は、「給与所得者の扶養控除等申告書<sup>1</sup>」を年末調整を行う日までに提出している一定の人です。

まず、12月に行う年末調整の対象となる人については説明します。

12月に行う年末調整の対象となる人は、会社などに12月未まで勤務している人です。1年間勤務している人だけでなく、年の中で就職した人や青色事業専従者も年末調整の対象となります。ただし、次の二つのいずれかに当てはまる人は除かれます。

・1年間に支払う給与の総額が2,000万円を超える人。

・災害減免法の規定により、その年の給与に対する所得税の源泉徴収について徴収猶予や還付を受けた人。

次に、年の中で行う年末調整の対象となる人について説明します。年の中で行う年末調整の対象となる人は、次の4つのいずれかに当てはまる人です。

・1年以上の予定で海外の支店などに転勤した人

・死亡によって退職した人

・著しい心身の障害のために退職した人(退職した後には給与を受け取る見込みのある人は除きます)

・12月に支給されるべき給与等の支払いを受けた後に退職した人

**Q** 中途就職者の年末調整はどのように扱えばいいのでしょうか

**A** 1年を通じて勤務している人のほか、年の途中で就職し、年末まで勤務している人についても年末調整の対象になります。ここでは、年の途中で就職した人の年末調整について説明します。

まず、就職前にその年中に別の会社などから給与の支払いを受けたことがあったかどうか調べます。別の会社に、「扶養控除等申告書」を提出して支払いを受けた給与がある人については、その別の会社から支払いを受けた給与を含めて年末調整を行う必要があります。この為、その年中に「扶養控除等申告書」を提出した別の会社から支払いを受けた給与の金額とその給与から徴収された所得税額をそれぞれ含めて、年末調整を行うこととなります。

この場合、別の会社から支払いを受けた給与の金額とその給与から徴収された所得税額を確認する必要があります。

この確認は、その人が別の会社から交付を受けた「給与所得の源泉徴収票」などで行います。この確認ができないときには、年末調整を行うことはできません。なお、年末調整を行う際に給与所得から控除する基礎控除や扶養控除などの所得控除は次のようになります。

例えば、3月に学校を卒業して4月から就職した人

の場合です。この場合、給与所得から控除する基礎控除や扶養控除などの所得控除は、所得のあった月数などに応じて計算するのではなく、その控除の金額が認められます。

したがって、1年のうち数ヶ月しか給与の支払いを受けなかった人でも、年末調整において税額計算を行う場合に控除する所得控除額は、それらの全額が控除されます。

**Q** 年末調整の後に扶養親族等が異動したときはどうなりますか？

**A** 年末調整は、その年の最後に給与を支払うときに行いますので、扶養控除や配偶者控除は、最後の給与を支払う日の状態で判断することになります。しかし、年末調整が終わった後その年の12月31日までの間に、扶養親族などの人数が異動する場合があります。

所得税法ではその年の12月31日の状態で扶養親族などの判定を行うことになっています。したがって、扶養親族などの人数が異動した場合に、年末調整した税額とその人が納めるべき税額とは違ってきます。

子どもが生まれて扶養親族が増えた場合は、年末調整のやり直しをすることができます。年末調整のやり直しを行う時には、この人から「給与所得者の扶養控除等異動申告書」の提出を受けてください。

この年末調整のやり直しを行うことができるのは、その異動があった年の翌年の1月末日までです。

なお、年末調整のやり直しをしない場合には、役員や使用人本人が、確定申告によって所得税の還付を受けることができます。

一方、子供が結婚などをして、扶養親族などの数が減る場合があります。

この場合にも、この人から「給与所得者の扶養控除等異動申告書」の提出を受けてください。そして、年末調整をやり直して不足している税額を徴収してください。

**Q** 2ヶ所以上から給与をもらっている場合の処理は？

**A** 2ヶ所以上から給与をもらっている場合、この人に支払う給与が主たる給与になるか従たる給与になるか確認する必要があります。

扶養控除等申告書は、国内で給与等の支払いを受け人は全てに提出するものであり、扶養控除等を受けない人(独身者等)でも提出することになっています。2ヶ所以上から給与を受ける人は、どこか1ヶ所の支払先にしか提出できません。この申告書の提出がない場合は、基礎控除や扶養控除その他の各種控除が受けられない他、税額表の乙に定める高い税額を納めるとともに、年末調整も行われません。

給与等の支払時に適用する税額表及び適用する欄については、給与等の支払区分及び扶養控除等申告書の提出の有無に応じ、次の通りとなります。

以上が年末調整の基本的な流れとなります。次回は、年末調整の実務処理方法を簡単に説明していきたいと思えます。みなさんからの質問お待ちしております。